

「文明化」への使命と「内地化」*

——台湾植民地官吏の実践——

山路 勝彦**

昭和5年の霧社事件の後、台湾山地での日本の統治は急速に進展していき、同化政策は台湾の「内地化」という局面を迎えた。様々な政策のなかでも、総督府の企画した「蕃人移住十箇年計画」は統治政策の最終目的とも言える試みであった。その政策を実践するために、植民地官吏は勤勉なまでの使命感に燃えていた。岩城亀彦、平沢亀一郎という農業技師を擁した総督府理蕃課は、農業改革を通してその課題に邁進する。すでにこの時期、植民地官吏は原住台湾人に対して、「親子」、そして「可愛い子ども」という比喩を用いて、親密に接近する政治戦略を編み出していた。心の中に宿った原住台湾人への愛着は、外に向かつては「文明化への使命感」となって表出し、政策的には台湾の「内地化」となって現れる。

ただし、山地に居住する原住台湾人は「特別行政区域」内の住民と規定されていたので、法的には「日本人」とは差異化された地位にあった。その限りでは、日本人との生活様式の同一化を図る総督府の政策、例えば昭和10年代に進展した皇民化政策は本来的に矛盾を孕むものであった。「可愛い子ども」に向けた「文明化への使命」もまた、原住台湾人の法的位置を決定づけた「無主の野蛮人」という観念とは、まったく異なる位相で捉えられていた。そこに、大いなる矛盾があった。結局のところ、統治政策への熱意のこもった使命感に関らず、植民地官吏はこの矛盾を解決できなかった。この矛盾を放置したところに、植民地統治の破産があった。ここでは、植民地官吏の実践を通して、統治の実態を明らかにしてみたい。

1 台湾山地の生活改善運動

1) 特別行政区域としての山地

峻厳な山岳地域に住む原住台湾人は、生活状況が平地住民とは著しく異なっていたために、植民地台湾のなかでも特別な法的扱いを受け、その居住地域は「特別行政区域」とされ、日本の法律の適用外に置かれていた。その統治は警察行政に委ねられ、総括的には総督府内の警務局の管轄であった。この警務局に置かれた理蕃課こそは、原住台湾人統治の中心的実行部隊であった。従って、植民地統治の実状を知るためには、この理蕃課と、その理蕃課で働く官吏の役割を知っておく必要がある。以下の論点は、この理蕃課の官吏がどのような戦略を立てて統治に当たったのか、とりわけ昭和期に展開した集団移住計画に焦点を当て、末端組織での統治対策を検討することにある。

最初の話題として、「特別行政区域」とはどのような性格であったかを見ておきたい。その統治が警察行政に委ねられていたということは、例えば、犯罪行為に対する処罰権が地元の植民地警察官吏の管掌する事項であったことを意味している。北部山岳地帯に住むタイヤル族を例に取り、説明しておきたい。日本の支配が及ぶ前のタイヤル族では、違法行為、例えば、殺人、不倫、傷害などの行為が生じた時は、ガガと呼ばれる独自の掟、すなわち慣習法によって処断されていた。ガガとは礼儀、習慣、そして慣習法、掟を指す言葉であり、村人の総意によってこれら事件の決着が図られていた。例えば殺人事件は、村落の宇宙的秩序を侵犯する犯罪と見なされ、ひとたびこの事件が起これば、村落を不浄にし、村人に災いをもたらすと考えられていた。ガガの違反は、単に特定個人の犯罪にとどまらず、村落全体に関わる宗

*キーワード：文明化、内地化、台湾原住民

**関西学院大学社会学部教授

教的秩序の侵犯であった。そのため、犯罪者は村落に贖罪として牛、豚、あるいはその他の金品を提供し、神々に許しを乞う必要があった。村人はその贖罪の品々で共食の機会を持ち、罪を祓い流し、こうして事件は一件落着していた（山路勝彦1986）。

日本統治は、こうしたガガの世界を打ち破り、近代の結果責任の法意識を導入することにあつた。とはいっても、日本との法観念の極端な差異、そして山地での日本的司法制度の立ち後れは、直接的に日本の法律を適用することを妨げた。そのため、植民地当局は現地の警察当事者の裁量に事件の解決を任せざるをえなかった。台中県のタイ

ヤル族マリッパ村の警察駐在所が残した記録資料、『須知簿』を参考にしてみよう。『須知簿』とは、犯罪事件、およびその他の出来事を記録した、警察駐在所備え付けの日誌であり、それを通して見ると、当時の状況が看取されて有益である。¹⁾

この記録資料（第1表）の「制裁ヲ受ケタル者」という欄には、昭和6（1931）年から始まってマリッパ村の犯罪実例が年代順に列挙され、そして日本が撤退した後も数年間、民国43（1954）年まで記録され続けている。犯罪の種類は流言、窃盗、傷害、失火、「無断旅行」、不倫、殺害などであり、それらに対する制裁措置は「労役」、「留置」などである。昭和7年の制裁には、明らかに慣習法に

第1表 『須知簿』に見る犯罪処置法（タイヤル族マレツパ村の事例）

ただし、記載の一部を省略し、横書き表記に改め、数字はアラビア数字にしている。

制裁ヲ受ケタル年月日	制裁ヲ受ケタル事件	制裁
昭和6年10月25日	無言ノ言動ヲナシタル事件	労役5日間
昭和6年11月20日	四倉酒保物品窃盗	労役10日間
昭和6年11月20日	四倉酒保物品窃盗	労役5日間
昭和6年12月18日	竹釘不法植付ニ対スル過失傷害罪	鍋一箇被害者ニ提供謝罪及訓戒
昭和7年1月28日	失火	労役7日間
昭和7年2月6日	失火	牛一頭ヲ社衆ヘ提供謝罪
昭和8年4月17日	窃盗	労役10日間
昭和7年2月27日	窃盗	労役5日間
昭和7年11月28日	甘薯盗食	留置15日間
昭和12年4月2日	無断旅行	労役7日間
昭和12年12月1日	失火	労役5日間
昭和12年12月1日	失火	労役5日間
昭和12年12月1日	失火	労役5日間
昭和5年8月5日	無断家出	労役10日間
昭和12年11月5日	私通	労役20日間
昭和14年9月21日	窃盗	留置15日間
昭和14年9月21日	窃盗	留置15日間
昭和15年4月4日	失火	労役7日間謝罪金10円
昭和15年8月18日	無断家出	留置45日間
昭和15年9月2日	無断家出	留置60日間
昭和16年3月19日	蕃婦関係	留置20日間
昭和17年4月20日	殺害	留置6ヶ月
民国37年11月5日	失火	豚半頭ヲ社衆ニ提供謝罪
民国37年11月5日	失火	豚半頭ヲ社衆ニ提供謝罪
民国37年11月5日	失火	豚半頭ヲ社衆ニ提供謝罪
民国35年2月15日	殺害	未決
民国43年5月11日	放火	送法院 判決結果 処4年6個月

1) マレツパ警察官吏駐在所保管の『須知簿』は、中央研究院民族学研究所蔵（コピー版）を複写して使用した。表紙には「昭和14年12月10日改」と書かれているが、昭和20年以後、かなりの時期にわたって使われていたようである。

従った措置が見られるにしても、基本的には労役、留置という警察権力による制裁が中心になる。この処罰方法からは、容易に次のことがうかがえる。すなわち、犯罪事件に対処するにあたっては、日本の刑法が直接的には適用されず、地元警察、もしくは郡役所段階での行政官による即決処分という形式を踏まえていたことである。ただし、地方行政官による即決処分は「律令」(明治37年律令第4号)により台湾地域では認められていたので(岡野才太郎1927:75)、この『須知簿』の判例は「特別行政区域」だけの特例ではない。とはいっても、「殺害」に対して「留置六ヶ月」という処置は地方行政官の権限の強さを浮き彫りにしている。それ以外の、比較的軽い犯罪に対する制裁方法は、むしろ警察官による懲戒という色彩が強い。

興味深いことに、日本の敗戦後、一時的に伝統は甦ったようである。民国37(1948)年には3件の「失火」事件が起こっていて、「豚半頭ヲ社衆ニ提供、謝罪」という制裁記録が見られる。掟の違反者が提出した贖罪(豚)を社衆(村人)が一同で会食する形式は、明らかにタイヤル族古来の習慣である。これよりして、日本の警察権力の撤退後、再び慣習法による秩序維持が図られたことになる。しかしながら、その時代は短期に終わり、民国43(1954)年には新たに中国国民党政府の法体系に置かれ、犯罪は「法院」、すなわち裁判所という司法制度のもとで裁かれるようになった。この短かい期間に、タイヤル族はめまぐるしく外部の法体系に曝されたことになる。

2) 生活改善運動の展開

日本統治も昭和10年代に、皇民化政策のもとではっきりとした同化政策が打ち出されると、台湾山地では生活改善の掛け声がかまびかしく叫ばれる時代になり、在来の多くの儀礼や習慣は改変の憂き目を見た。総督府の定期刊行物、『理蕃の友』にはそうした習俗の廃止を伝える記事が多く記載されている。例えばパイワン族には、故地の大武山に住む祖霊が定期的に村々を訪れるという信仰があり、訪問された村では饗宴を張り、長期間にわたって盛大に祝うムルボク *Muluvoq*、俗に言う「五年祭」と呼ばれる儀礼が行われていた(宮

本延人1935)。この行事の中心は、天高く放り上げられた毬を長い竹槍を持った村人が地面に落ちない前に突き刺す場面である。昭和13年11月号の『理蕃の友』(7-11)には、「地方色を探る」と題してこの行事が紹介されていて、その記事から「五年祭」廃止を迫る総督府の戦略を読み取ることができる。それによると、この行事には首狩りに関わる文言が見られ、それを理由に総督府は廃止を迫り、パイワン族の若者もそれに呼応したので、この行事は廃止になった、とある。同じく12月号には、以前はこの祭儀の期間は婚姻締結が禁忌とされ、もし挙行したら夫婦は病死するなどとして忌避されていたが、その観念が迷信とされ、それに呼応して「陋習打破」の掛け声が起り、かえってこの期間の婚姻が推奨された、という報道が掲載されている。同じパイワン族のマカザヤ村でも、粟祭りが不経済きわまりないという理由で廃止されたのは、この頃である(『理蕃の友』昭和14年9月号)。さらにその近隣の村では、粟祭りに伴う飲酒の弊害を取り除き、国語練習会を開いたというから(『理蕃の友』昭和14年9月号)、生活改善運動は徹底していた。

このような習俗の改変は、パイワン族にとどまらず、ブヌン族、ツォウ族など多くの山地社会で行われていた。この生活改善運動が青年を中心とし、村人の自発的発議という形式を踏まえて実施されたことは、とくに重要である。その運動が成功を収めた背景には、長年にわたり総督府が力を注いできた青少年への同化教育があった(山路勝彦1999)。こうした運動を推進するに際して、「旧慣改善宣誓式」がもたれ、その自発的運動が植民地当局の公認を得るといふ、形式ばった儀礼の手続きを経て行われていたことは、とくに興味深い。先に紹介した『須知簿』には、こうした状況が生々しく伝えられている。その実例をタイヤル族のマリッパ村とその周辺村落に求めてみよう。その記事には、形式的には村人の申し出を総督府の地方当局が受理し、警察官吏の立ち会いのもとで、青年団の男女を含め、村人総出で「旧慣改善式」を挙行していたことが記されている。すなわち、

昭和10年12月16日マレツパ家長会開催ノ際、

カムジャウ社頭目タイモ・ノーカンヨリ、タイヤル古来ノ迷信習慣ヲ棄テ、日本ノ習慣ニ遵ウ旨申出アリタルニヨリ、直ニ之ヲ郡守ニ報告シ、又監視区監督軍神警務部補ハ此ノ事ヲマシトバオン、マカナジー、ムカブーブノ各家長会ニ伝ヘタルニ、各社共旧慣改善ニ賛成シタルニヨリ、昭和11年1月23日、台中州警務部ヨリ細井警務部長、山口理蕃課長、及羽藤警部、能高群警察課ヨリ釜田郡守、本田警察課長ノ御臨席ヲ仰ギ、監視区職員26名、関係蕃社頭目以下、勢力者・蕃丁280名、青年青年会員95名、女子青年会員62名、マレツパ教育所校庭ニ集合シ、午後2時ヨリマレツパ監視区タイヤル族旧慣改善宣誓式ヲ挙行セリ。

引き続いて、この須知簿は宣誓式の式次第を記載している。それによると、その式は宗教的とも言えるほどの厳粛さを醸し出した雰囲気の中で挙行されたようであり、そしてまたタイヤル族にとって珍しい物品の恵与も行われていて、この式が単なる形式的なものではないことを告げている。この宣誓式の目的は何なのか、植民地当局の意図ははっきりしている。警察幹部の「開会の辞」、「改善事項朗読」に次いで地元有力者の「宣誓」があり、再び警察幹部の「訓示」と続く一連の式次第は、日本式の儀礼手順を踏んでいる。この手順を踏むことによって日本への帰順を可視化させ、その事実を儀礼によって確認することが、この行事の目的であった。その『須知簿』は、こう記している。

改善項目ハ五十余項ニ渉ルモノニシテ、総テタイヤル族古来ノ迷信及陋習ヲ改廢シ、万事善良ナル日本ノ習慣ヲ守ルモノナリ。但シタイヤル族ノ習慣中ニモ良習美俗トスルモノ七項ニ限り之ヲ保存スベキコトトセリ。当日ノ式ハ本田警察課長ノ開式ノ辞ニ初リ、軍神警務部補改善事項朗読、宣誓文ノ代読、次ニ各社代表、頭目ノ宣誓（カムジャウ社代表タイモ・イカン、ペルモアン社代表シャツ・ヤユツ）、次ニ釜田郡守ノ訓示、細井警務部長ノ訓示アリ。之ニ対シペルモアン社頭目シャツ

・ヤユツハマレツパ蕃ヲ代表シ、今後必ず改善事項ヲ守ル旨答弁シ、恵与ノ米、酒、塩鱒、文字入湯呑ノ分配ヲ受ケ、厳肅裡ニ午後三時、宣誓式ヲ終レリ。斯クシテ、マレツパ監視区タイヤル族ハ昭和十一年一月二十三日ヲ一転期トシ、万事日本ノ習慣ヲ守ルコトトナレリ。

廃止の対象になった項目は記されていないにしても、誡首、鳥占い、その他の宗教的慣習が含まれていたのは疑えない。日本の習慣についても記載がないので、どのような誓いが行われたのか、知る由もない。しかしながら、当時の皇民化政策が日本当局の頭ごなしの強圧的執行によるものではなく、巧みな懐柔政策に基づき、形式的には村人の自発性を引き出しながら行われていたことが、この資料から浮かび上がってくる。それにしても、宣誓式で謳われていた「善良ナル日本ノ習慣ヲ守ル」とは、いったい何を指しているのだろうか。それを「日本化」とすれば、日本の何をモデルとし、具体的に何を表象したうえでの政策を遂行しようとしたのであろうか。別の角度から検討してみたい。

3) 台湾山地の「内地化」

総督府の出版物だけに、『理蕃の友』は、政策上の宣伝記事を自画自賛して掲載していて、まるで我田引水の感を与える内容の雑誌である。それだから、かえってその表現には総督府の統治政策の目的がはっきりと映し出されている。皇民化政策時代の総督府の謳い文句は、その『理蕃の友』誌上に掲載された「全島優良蕃社リレー」なる記事に見ることができる。

ブヌン族の「生活改善運動」の成果を謳った、昭和13年7月号に掲載の「新高郡タマロワン社」の記事は、興味が引きつけられる。ここに登場する村には、日本当局によって創設された男子青年会と女子青年会との組織があって、その組織のもとで、男子は各種訓練をし、女子は家事・裁縫の講習を受けるなど、活発に活動をしていた。その他にも、農事実行会があり、造林、水車建設、農事改良などを行っていて、各戸では堆肥舎、牛舎などを建設していた。とりわけ衛生施設への取り

組みは熱心で、住宅の改善、蚊帳の完備に務め、マラリア対策には力を注いでいる様子がかがえる。共同浴場、理髪店もあり、家ごとに便所も造られている。おまけに、人々は内地服を着用するまでに至っている。家屋も内地式に改良され、こうして日常生活には多方面にわたっての内地化が著しい。挙げ句の果ては、「夕方ともなれば三三五五、終日勤勞した汗を流すため、和服に着換えた老若男女が、洗面器片手に共同浴場に急ぐという和やかな風景」が登場する（著者不詳1938a：4）。

この記事には、総督府による作爲的な宣伝が込められているはずだから、誇張無しとは言えない。だが、この記事を通して「生活改善」の名目で何が台湾山地で進行していたのか、理解することは簡単である。抽象的表現を使えば皇民化政策の実施ということになるが、政策とは絶えず具体的に遂行されるものであり、台湾の場合、その具体的実践を担って登場したのは、台湾山地の「内地化」という課題であった。実際に、この記事の作者は村の光景を表現して、「内地の山間に於ける農村を見るようだ」（著者不詳1938a：4）とまで言っている。日本語が飛び交い、衣食住から始まって生活様式のほとんどが日本調ならば、現実の世界の住民が日本人と異なっていたにしても、植民地官吏といわず、多くの人たちがそこに「日本」を見出しても不思議なことではない。そのような錯覚に陥るほど、台湾山地での内地化は遂行されていた。

東海岸のタイヤル族のブスリン村でも、神祠の建立、盆・正月行事の導入を通して内地化が進展していったし、簡易水道など日常的施設の建設により、生活の向上が図られていったことは、他の地域と同じである。これらの事業を直接的に遂行したのは、植民地機構の末端で働く官吏、すなわち駐在所勤務の警察官である。しかしながら、内地化という事業は警察官の一方的努力で達成されるものではなく、政策遂行に当たっての地元住民の支持は絶対に欠かせない。昭和10年代には、教育施設の充実に伴い、末端部では日本当局への支持が広がっていったのは確かである。だが、それだけで十分ではないと見た総督府は、人々の心の中から沸き上がるような熱気を期待し、新たな目

標を打ち立て、統治事業に邁進する。それは、「自力自営」、「自力発展」、「自力更正」、「自力邁進」などの掛け声を通して、人々を発奮させる精神的な起爆剤としての効果を狙った作戦である。

「全島優良蕃社リレー」の記事に見るブスリン村では、日本の肝煎りで創られた青年団が中心となって「自立自営こそ官恩報謝の道である」という掛け声が叫ばれていた（著者不詳1938b：5）。南台湾のパイワン族サンティモン村での掛け声は、宣伝効果を極端に謳っていて、たいへん勇ましい。「国民精神の涵養」、「迷信の打破」、「習俗の改善」に努めてきたこの村が現住地に移住して来たのは、昭和11年のことであった。その時の事業はまったくの自力であった。「自力邁進」を掲げ、「自力発展」を叫ぶ掛け声とともに、村の建設は進行していった（著者不詳1938c：4-5）。こうして、台湾山地では「自力」という言葉が津々浦々で叫ばれていた。この時代、台湾山地の植民地統治の実状を知るにあたっての鍵概念は、この「自力」という言葉である。

しかしながら、「自力」、あるいは「自力更生」という掛け声は台湾で創出されたのではない。昭和期の日本農村は深刻な恐慌に見舞われ、そのため、疲弊していた農村を立て直すため、政治的色彩の強いスローガンとして「自力更正」が叫ばれていた。恐慌からの経済立て直し対策として、農村の新しい組織化が必要とされ、また農業技術、農業経営などの改善が求められていたのが、当時の日本であった。この政策を遂行するにあたって強調された理念が、合理的な経済観念を養い、かつ精神主義的な勤勞精神を謳い上げる「経済更正の精神」、もしくは「精神更正」であった（大門正克1994：306）。

この経済更正運動は、町村の行政担当者や農会の指導者、そして小学校の校長などによって担われたとともに、それ以外にも青年層や女性層などの広範囲の大衆を組織しながら進められた。この経済立て直しの運動は、他面では精神主義的要素を持っていて、この運動を通して郷土意識が発揚され、ひいては国民精神の高唱が叫ばれました。この運動の謳い文句は「自発性」であり、進んで難局を切り開いていく自力更生の精神が強調された。こうして生み出されたのは、「国家と地域社

会の双方を支える国家主義的な精農(皇国農民)](大門正克1994:310)であった。

しかしながら疲弊していた農村では、このような自力更生運動は必ずしも満足のいく結果をもたらさなかったし、それ以上に地域ごとに受け止め方は違っていた。ある村では、更生計画を立てたものの実際には納税奨励だけをしていたし、ひどいになると形式的で掛け声だけの運動であったりした。当時の日本には農村経済の立て直しのため産業組合が創られ、この組織が運動の母体にもなっていた。しかし、その活動は決して活発ではなく、なかには補助金目当ての組合も見られた。他方、貧困からの脱出のため政府は多角経営を推奨していたが、貧農層には資金不足で、決して多くの成果が得られたわけではなかった。まったく、広汎な貧農は、「農村経済更正運動の空騒ぎの外に立って」いたことになる(猪俣津南雄1982:135)。

台湾で唱導されていた「自力更正」の運動は、明らかに日本本土からの移植にすぎず、台湾山地での生活改善運動は、日本の農村に旋風を巻き起こした経済更正運動をモデルにしていた。しかしながら、台湾で活躍していた植民地官吏は、様々な矛盾を抱える日本農村の現実を直視しようとはしなかった。彼らは観念の世界に閉じこもり、「自力更正」という勇ましい謳い文句に酔いしれていたようである。その有り様はあまりにも観念的であり、そこに植民地官吏の限界を見ることは容易である。だが、植民地官吏にとって幸運であったことは、当時の台湾山地の状況は、日本農村での政策的取り組みをそのまま台湾山地に適用することを可能にしていた。ちょうどその頃、台湾山地では統治上の大きな転換点を迎え、皇民化政策を実施するにあたっての民生の向上が求められていたからである。当時の台湾山地では、「蕃人移住十箇年計画」がもくろみられていた。その計画は、40年の統治実績を踏まえうえて、原住台湾人社会を根本的に変革しようとする試みであった。

2 集団移住政策の展開

1) 総督府と「蕃人移住十箇年計画」

台湾を植民地支配下においた日本が、山地の資源を確保するにあたって最初に遭遇した障害は、そこに住む人たちの抵抗であった。この抵抗に対処するのに、総督府は「綏撫」と「威圧」、すなわち飴と鞭の政策を採用せざるを得なかった。「綏撫」とは授産や教育などの手段により民生を向上させることであり、「威圧」とは武力による押え込みのことである。原住台湾人の抵抗が大きかった初期の段階では、武力による統治政策が中心であった。しかしながら、武力統治政策は大きな損害を日本側にもたらした。

統治初期の段階で日本当局の頭を悩ませていた原住台湾人の抵抗のうち、たいへん恐れられていたのは讎首の習慣であった。一説によると、明治29年から昭和5年に至る35年間に殺害された人数は、合計で七千人に達している(鈴木作太郎1932:340)。そのなかで多数を占めたのは漢族であったにしても、日本人の被害もまた甚大であった。しかも、殺害された被害者のなかには多数の讎首された者も含まれていた。こうした山地での抵抗運動が終焉を迎えたのは、大正期の佐久間総督の「五箇年計画理蕃事業」による「討伐」作戦の結果である。その作戦とは軍事力による鎮圧であり、この結果、山地の状況はかなり平安になった。とはいえ、交通不便な山地に原住台湾人が居住している限り支配の貫徹は望めるわけではなく、動静の監視しやすい平地へと山地住民の移住が総督府によって計画される。移住計画は大正15年から実施されたが、この段階では未だ小規模にすぎなかった。本格的な計画が立てられたのは昭和になってからで、総督府理蕃課によって昭和9年度から始まる10ヵ年計画が立案され、山地の村ぐるみの集団移住政策が実行に移される運びとなった。その事業は、詳細な計画を練ったうえでの、多額の資金を投入しての大掛かりなもくろみであった。集団移住とは単に人だけの移住ですむわけではなく、代替地の確保、新しい生業の確立、衛生施設の建設など、生活条件を整えねばならなかったからである。

それならば、どの程度の人口が移住の対象になったのであろうか。移住の対象となるべき山麓地帯は、すでに農耕地は行き詰まりの状態、移住に適した土地は得難い事情にあった。そのた

め、昭和9年当時、総人口89,588人、総戸数16,542戸のうち、53%は現在地にそのまま定着させるより方法がない状態であった。従って、その残りが移住すべき対象であった（岩城亀彦1934 [1935: 194]）。数の上では数万単位であるから決して多くはなかったにしても、原住台湾人が峻厳な台湾山中に、しかも広範囲にわたって居住していることを考えれば、この移住計画は並大抵の仕事ではなかった。

それほどまでして実施せざるを得なかった総督府の目的は、幸いにも総督府が作成したガリ版刷りの内部資料、『蕃人移住十箇年計画書』が残されていて、それを読むとはっきりと分かる。²⁾その資料を見ていくと、統治の障害を取り除くためには民生の向上が必須と冷静に考えていたことも分かり、木目細かい作戦を立てていたことがうかがえる。詳細にその計画を検討してみよう。序論の部分には、集団移住の最終目的は治安的観点によるものだ、と明言されている。すなわち、

本島蕃族ノ敢テ反抗的態ニ出ツルモノハ頑迷不靈ニシテ或ハ迷信ニ囚ハレ、或ハ一時ノ感情ニ激セラレテ盲動スルモノナリト雖モ、其ノ最大ノ原因ハ山岳重疊セル奥地ニ蟠拠シ、天嶮ヲ恃ミテ降ラス、狩獵ヲ事トシテ掠奪的農業ヲ営ミ徒ニ宏大ナル国土ヲ濫拓スルノミニテ貧弱ナル生活ニ甘ンジ、而モ外界トノ交通少ク、一般社会ノ事情ニ通セサル為メナリ。蕃族ヲスル情態ニ措クニ於テハ奈何ニ教化、授産ノ途ヲ講ジ、向上ヲ図ラントスル

モ畜ニ至難ナルノミナラス、徒ラニ警備費ノ嵩ムノミニシテ、彼等ノ進化ヲ期待スルコト、恰モ百年河清ヲ待ツノ感アリ。

集団移住を計画した総督府の目的は、この文面が語るところでは、統治対策のためである。すなわち、交通不便な山岳地帯は平地社会と隔絶されていて、監視の眼が届かず、日本の統治は徹底できなかったという認識がある。そのため、平地に移住させる必要が出てくる。しかしながら、平地への移住は生活構造の根本的変革を伴う。山地では狩猟と焼畑農業を営むことができるが、平地ではそうした生業が不可能であり、従って、水田耕作を中心とした農耕生活に就かせねばならない。次にその新しい境遇で民生の向上を図り、かつ教育などの手段を用い、訓化させることで統治の成果を上げようともくろむ。この一連の計画が総督府の政策目標であった。

引き続き、その資料は集団移住の別の目的を説き明かしている。それは、「野性」からの脱却、そして文明の恵沢を謳いあげることで、日本への同化を図ることにあつた。すなわち、

理蕃終局ノ目的ヲ達成スル為メニハ、奥地ニ点在スル蕃人ヲ平地ニ近キ山脚地帯ノ農耕適地ニ集団移住セシメ、粗笨ナル彼等ノ輪耕農法ヲ改メテ定地耕ニ就カシメ、積極的ニ授産ヲ講シテ平地ノ文化ニ接近セシメ、而テ彼等ノ野性ヲ脱却シテ経済生活ヲ行ハシメ、恒産ヲ与ヘ、漸次訓練シテ一般民衆ノ伍班ニ列ス

第2表 総督府理蕃課『蕃人移住十箇年計画書』の経費内訳

区 分	金 額 (円)
1 蕃人移住ニ要スル経費	8,845,612
2 蕃人移住集団施設調査ニ要スル経費	973,518
3 隠匿銃器押収ニ要スル経費	1,689,870
4 蕃人貸与銃器弾薬ニ要スル経費	241,330
5 理蕃道路開鑿ニ要スル経費	3,163,300
6 蕃地マラリヤ防遏ニ要スル経費	465,327
7 蕃地教育改善ニ要スル経費	8,013,378
8 蕃人授産ニ要スル経費	2,418,571
計	25,810,906

2) 警務局理蕃課作成の『蕃人移住十箇年計画書』（ガリ版刷り）は、国立中央図書館台湾分館所蔵版を使用した。

ルノ恵沢ニ浴セシムルニ在リ。

しかしながら、集団移住ともなれば大掛かりな手続きが必要である。焼畑農業から水田耕作への変化は、原住台湾人にとっては大規模な生活構造の変革であった。稲作の知識がない人々にとって、水田の造成、水路の建設、農耕具の使用など、第一歩から取り組まねばならない課題が多かったからである。移住先での家屋も建築しなければならないし、加えてマラリアが猛威をふるう地帯での生活は衛生環境も整えなければならない。総督府は、こうした困難を乗り越えるために、相当額の予算を組まなければならない。実際にどの程度の経費が支出されたかは不明であるが、総督府が細部にまでメリハリを利かせた計画を立てていたことは、記録に残っている。それを通してみると、集団移住にける総督府の意気込みには熱さを感じられる。この『蕃人移住十箇年計画書』では、そのために「蕃人移住ニ要スル経費」として総額で25,810,906円の予算が計上されている。予算案の内訳は、その計画書を整理してみると、第2表のように示される。

総額で2千万円を超す金額はあくまで予算案でしかないが、その内訳を検討してみると、単に移住に要する直接的経費のみでなく、生活基盤を安定させるための配慮がなされていたことが浮かび上がってくる。細部に立ち入って予算配分項目を見ると、その事実は明瞭となる。第3表は、その内訳表である。山地から平地への移住は、生業形態の変更を伴う。焼畑耕作を放棄させ、平地での生活を営ませるためには、水田となるような土地を買収し、用水路を造り、水田を造成し、農業技術を伝授することが必要である。農業構造を根本的に改変するための手段と諸設備の確保、そして農業技術普及のための知識を授受する専門機関の確立、おおよそ生活構造の基盤整備に総督府は力を入れていた。「移住ニ要スル経費」はそのための費用であり、「水田開墾費」、「水路開墾費」、「作業従事員旅費」、「水田買収費」、「畑買収費」、「居住個人立退費」などが含まれる。移住先が漢族の土地であるならば、その土地の買収費が必要になる。

移住先には「撫育機関」、例えば、駐在所、教

育所、公医診療所、療養所を設置する必要がある。さらに、家屋を建設し、農具や蚊帳（かや）も恵与する必要がある。民生の向上には、「教育改善」が必要であり、そのために「神社費」、「教育費（教育所及農業教育所費）」、「社会教育費（活動写真機など）」、そして「教科用図書費」、「観光費（島内、島外）」、「府州庁職員費」、「教育担任者費」、「教育担任者養成費」、「教育所及農業教育所土地建物費」などが計上されていた。産業の開発には道路整備が必要であり、そのため「理蕃道路開墾ニ要スル経費」が盛りられ、また「授産ニ要スル経費」として、「水路開墾改修水田開墾並耕地防護工事ニ要スル経費」、「備林造成」、「農具改良」、「自給肥料奨励」、「畜産奨励」、「主要作物品種改良」、「産業指導所増設並之カ経営維持」、「農業講習所増設及経営維持」、「授産指導員旅費増額」などの項目にわたっての予算案が立てられた。

興味深いことは、「隠匿銃器押収ニ要スル経費」と「貸与銃器弾薬ニ要スル経費」との項目が見られる点である。古くから、原住台湾人は狩猟のために銃器を所持していた。そこで、銃器を用いての反乱を恐れた総督府は山地を平定する過程で「隠匿銃」の押収を図ってきたが、実際には昭和期に至っても銃器は隠匿されていたようである。そのため、総督府は金銭による銃器買収という政策を採用せざるを得なかった。ただし、一定程度の狩猟は許可していたので、銃器の押収の代替えとして、狩猟という目的を限ったうえで、それを貸与する政策を実施する。第3表は、こうした細かな分野にまで目配りしていた総督府の植民地経営の実状を明らかにしている。

そればかりではない。当時の台湾では、山麓地帯はマラリアが猛威をふるっていた地域で、マラリアのいない高地からの移住は原住台湾人に恐怖感を植え付けるようなものであった。先に紹介したブヌン族の村では、全村あげてマラリア対策に取り組んでいて、その対策は地元警察の指導によるところが大きかった。衛生・保健面での取り組みは、植民地統治には欠かすことができなかった政策の一部である。蚊帳の使用、キニーネなどの薬品の常備、このようなマラリア対策が移住計画に含まれていたのは、そのための必要な処置であった。民生安定への配慮として、このような多

第3表 総督府理蕃課『蕃人移住十箇年計画書』の経費項目の詳細

1	蕃人移住ニ要スル経費	8,845,612円
1	移住蕃人所要耕地ニ要スル経費	
	水田開墾費、水路開墾費、作業従事員旅費、水田買収費、畑買収費、居住個人立退費。	
2	蕃社移住集団施設ニ伴フ撫育機関ニ要スル経費	
	駐在所、教育所、公医診療所、療養所。	
3	蕃社移住集団ニ伴フ蕃人恵與ニ要スル経費	
	家屋建設、農具恵與、蚊帳恵與。	
4	蕃社集団移住ニ伴フ人件費	
	事務に従事する専任の技手の手当。	
2	蕃人移住集団施設調査ニ要スル経費	973,518円
3	隠匿銃器押収ニ要スル経費	1,689,870円
	一挺ニ対シ五十円ノ補償金ヲ與へ、平静裡ニ押収。	
4	蕃人貸与銃器弾薬ニ要スル経費	241,330円
	一定条件ニ依リ銃器ヲ貸与シ、生活ノ安定ヲ与エル必要アリ。	
5	理蕃道路開墾ニ要スル経費	3,163,300円
6	蕃地マラリヤ防遏ニ要スル経費	465,327円
	採血、服薬	
7	蕃地教育改善ニ要スル経費	8,013,378円
	神社費、教育費（教育所及農業教育所費）、社会教育費（活動写真機など）、教科用図書費、観光費（島内、島外）、府州庁職員費、教育担任者費、教育担任者養成費、教育所及農業教育所土地建物費。	
8	蕃人授産ニ要スル経費	2,418,571円
1	大水路開墾改修水田開墾並耕地防護工事ニ要スル経費	
2	小水路開墾水田開墾ニ要スル経費	
3	備林造成ニ要スル経費	
4	農具改良ニ要スル経費	
5	自給肥料奨励ニ要スル経費	
6	畜産奨励ニ要スル経費	
7	主要作物品種改良ニ要スル経費	
8	産業指導所増設並之カ経営維持ニ要スル経費	
9	農業講習所増設及経営維持ニ要スル経費	
10	授産指導員旅費増額ニ要スル経費	

方面からの努力が払われていた事実を、この資料は教えてくれる。

2) 『理蕃の友』に見る集団移住

総督府主導による集団移住は、統治初期の頃から、日本支配への反乱の鎮圧後にはしばしば行われていた。しかし、それは懲戒訓化という名目での強制移住であった。ところが霧社事件以後、理蕃政策の立て直しが叫ばれ、さらに皇民化政策が採られる時代に至ると、地元住民の自発性を考慮しての移住方式に変わっていく。地元住民の意思を尊重するということは、裏返して言えば、それだけ植民地官吏に負担を強いることを意味していた。総督府発刊の雑誌という性格からいささか宣

伝臭さが漂うが、『理蕃の友』には地元警察官の苦勞話が散見している。その苦勞話を読んでいくと、警察官のあまりの生真面目さが印象に残る。なにしろ、「彼等（ブヌ族）は多様な迷信を有し、夢見の結果とか移住地に向かう途中蛇の骸に会するとか、実に吾等の想像せざる事柄で折角の移住も訳なく中止する」（亀鶴生1934：12）という習慣に、警察当事者も従わねばならなかったからである。その官吏は、同僚の苦勞をこう書き記している（亀鶴生1934：12）

現に玉里支庁下の移住の如きも139戸、1,359名という大移住に着手し乍ら予算が貰えぬ為め、各受持諸君の苦心は実に惨憺たる者が

あった。(中略)苦心努力は実に涙なくしては見られぬ程であった。同君達は蕃人の移住地に急造バラックの蕃屋内に蕃人と共に起臥し、病魔に襲われる事いく度。蕃人よりは移住勧誘当時の約束違反を責められ、或いは蕃人の感情を損はざる様、永年僅少蓄積せる私財を投じ、酒其の他物品を恵贈する等、全く理蕃人なればこそ出来得る仕事である。

いささか宣伝臭さもあるにしても、この引用文に見る警察官の姿は決して珍しいものではない。その姿は、霧社事件の反省から、その翌年に発布された『理蕃大綱』の精神をそのまま反映しているかのようであり、滅私奉公型の日本植民地官吏のあり方を示している。このような官吏の姿は、あまりにも生真面目である。集団移住に際して、時として地元住民の抵抗があったことは事実である。それでも、この時期の集団移住は地元民の意思を組むことに心掛けていたので、植民地官吏は自発性を引き出す方法を探り、説得作業に努力を傾注しなければならなかった。やがて、その活躍には見るべき成果がもたらされた。

中部台湾の山岳地帯に住む、あるブヌン族の村の移住状況は、しばしば『理蕃の友』に取り上げられている。そのブヌン族の集落は1,500メートルの高度にあったため移住の対象になり、800メートルほどの平坦な高原地帯に移住することになった。しかしながら、昭和8年2月に初めて移住の勧誘をしたところ、猛反対される。その理由は、移住先が、1) マラリア猖獗地で、2) 先住の住民とは仇敵関係にあり、3) 水田耕作は不馴れであったし、何よりも、4) なんらの不自由もなく現在地に暮らしていたので、ブヌン族自身は移住の必要を感じなかったからである。そのため、警察官吏は人々を懐柔し説得しなければならなかった。各職員とともに人心操縦に昼夜を分かたぬ努力をし、青年団を動かし、あまつさえ村の有力者を観光視察に出したりした。こうしてやっと11月になり、移住宣誓式が行われるまでになった。移住開始後も、職員指導で伐採・開墾が行われ、家屋建築、圳路開鑿、駐在所・公医診療所・教育所・各宿舎などの建設も行われた(都築孫蔵1935: 5-7)。

移住先での最大の懸念は生活の安定であり、そのための農地の開拓は欠かせない。この移住地に近接する別のブヌン族の村では、涙ぐましいまでの努力が払われていた。昭和9年の移住当初は傾斜地を開墾して粟、黍、豆類などを栽培していたが、水路が完成するに及んで漸次水田を開拓することになる。水稻品種は、国内唯一の二期作地であった四国の土佐地方の品種で早生系統の「相川44号」を選び、21,800円の巨費を投じて水路を掘鑿した。理蕃課の職員であった平沢亀一郎は、現地でのそうした警察官吏の努力に心が打たれたようである。平沢は、こう書いている(平沢亀一郎1937: 7)。

未だ嘗て水田を見たこともない群蕃 [=ブヌン族の一集団] をここまで導いた安達警部以下の現地職員の苦労は普大抵ではなかった。殊に授産擔任者の河野巡査の如き無言の裡に血の滲む様な努力を続けられ、萌芽に、苗代の管理に、田植えに、収穫に寝食を忘れて指導された。かつて私が同地に行った時は、ブヌンの女子を集めて水牛を使って犁起の講習を自ら手を採り、泥に塗みれて教えて居らるのを見受けたが、その姿は折りからの夕陽に輝いて神々しく、私は限りなき敬意を表したのである。

だが、平沢の文章で興味が引かれる個所は、ブヌン族の「自力更正」を賞賛した件である。この村の水田を造成するに当たって、総督府は巨費を投じて水路を掘鑿したが、水田の開拓にはブヌン族自身が当たった。平沢はこの現場を見て、「このブヌン族も亦大いに努力したのである。(中略)水田の開拓は自力に依った」と、報告している(平沢亀一郎1937: 7)。平沢が感激したのは、「独立自営」の謳い文句をそこに見出したからである。

こうして建設された村には、今までとはまったく趣を変えた光景が出現する。家屋の形式を取り上げても、今までとは外貌の異なる世界が見られるようになった。「茅葺きではあるが、(中略)木造、土壁塗、床張、居間は三間金網張り(防蚊装置)、無双窓付きで採光・通風等の衛生的考慮を

加えた」家からは、どことなく日本内地の農村風景が浮かび上がってくる。そうなのである。台湾山地で総督府が創り出そうとしていた世界は、まさしく台湾の「内地化」であった。日本農村の現実がどのようなものであれ、植民地官吏の脳裏には観念としての日本があり、そしてその日本とは観念の世界の存在で十分であった。かくして地方勤務のある警察官吏は、「貴き使命を帯びた移住地として今や内地の農村を思わせる一部落を形成せんとしている」と、誇らしげに語るに至る（納忠義1936：10）。皇民化政策のもとで展開していた世界とは、このような山地農村の改造であり、近代文明の旗の下での内地化にはかならなかった。

3 植民地官吏の実践：岩城亀彦と平沢亀一郎

昭和5年に勃発した霧社事件を反省した総督府は、その後、新しい政策を実施していくなかで理蕃課の人事も刷新し、体制を固めていく。昭和7年に機関紙『理蕃の友』が発行され、その存在を世に伝える宣伝作戦が採用されたのも、その一環であった。折りから総督府は、五ヶ年継続事業として「蕃地開発調査」に着手し始めていた。それは、山地の社会組織や風俗習慣の調査から始まり、農林業の実態、そして土地利用の形態などを調査する大規模な企画であった。その調査は、総督府の山地支配の総決算とでもいうべき仕事であった。こうした情勢のもとで、農業政策を担う強力なスタッフが動員されることになる。それは、岩城亀彦と平沢亀一郎とである。

岩城は明治22年、鹿児島県奄美大島で生まれ、盛岡高等農林学校を卒業し、農業技術畑を歩んだ後、大正7年に台湾総督府殖産局に技手として職を得、次いで昭和5年には警務局理蕃課勤務に就き、技師として16年に退官するまで一貫して山地農林行政に携わった。警務局に転勤したのは「蕃地開発調査」の中心人物として参画するためであって、実際に山地について該博的知識を持ち合わせていた。岩城は、「全島の蕃地を、殆ど隈なくかけ廻り、農畜産業に関する各種の調査をやっています」（岩城亀彦1933 [1935a：27]）と豪

語するほどに、山地の状況に明るかった。他方、平沢亀一郎は明治23年、仙台市に生まれ、東北帝国大学農学実科を卒業した後、大正7年に総督府殖産局に入り、昭和7年に警務局理蕃課勤務の技師に就いている。岩城と同様、農業技術の専門家として理蕃課の山地農林実務に携わるための抜擢であった。

以後、二人は総督府理蕃課の屋台骨を支える存在として、植民地の農林行政部門で指導的役割を担っていく。この二人の活動分野は重なるところが多かったが、細かく見ていけば専門性の違いがある。岩城は農業経営の問題について造詣が深く、山地行政に関与し、当時の重大課題であった集団移住について積極的に発言していた。彼は『台湾時報』、『理蕃の友』などに多くの論文を寄せるとともに、その多くの論文を収録して『台湾の蕃地開発と蕃人』と題する著作を公刊している。これに対して、平沢は農業技術の専門家として栽培品種の普及など、山地に適する農業を求めて仕事に励んでいた。論文数は岩城に劣るといっても、彼は『理蕃の友』などに農業技術に関わる論文を多く投稿し、啓蒙活動に携わっていた。

古来より台湾山地では、山の傾斜面に畑を造成し、粟・陸稻などの焼畑栽培を行っていた。岩城にしてみれば、この農業は生産性が低く、種々の弊害をもたらすので改良の対象になる。傾斜地では表土の流出が生じ易く、地味を維持し得ないし、山林は水源涵養林であるから、その焼失は洪水の原因になり国土の安全を脅かすというのが、岩城の主張であった。岩城は台湾山地で詳細な農業調査、すなわち、傾斜地の緩急度、表土の深さを測定し、土質を調べ、坪刈をしたうえでの作柄調査も行い、農地利用についての詳細な資料を得ていた。彼の狙いは、生産の安定的供給を図りながら生産量を上げることにあり、この意味では合理的思考をする技術者であった。

岩城の推奨する農業は、焼畑農業に代わって、当然のように水稻栽培であった。しかし、彼はやみくもに水田耕作を推奨したのではない。果樹栽培の重要性を心得ていたし、水稻耕作を含め、農業では海拔高度、気温と雨量、日照時間を考慮して適性品種を選択することがもっとも重要な課題であると考えていた。さらに岩城は、養蚕業、畜

産業の振興も唱えていたし、林業の重要性にも注目していた。

岩城の山地農業の改革意欲は、当時進展中であった「蕃社移住十箇年計画」の推進となって現実のものとなった。当然のことながら、彼の立場は総督府の基本方針に忠実で、その主張は「切り替え畑農法を改めさせ、平地人同様に一定の田畑耕作、所謂定置耕作を営ましめて、国土の経済的利用を為さしむると共に彼等に生活の安定を得せしめようとする」(岩城亀彦1934a [1935a: 171-2]) ことにあった。当時すでに移住した地域は合計51ヶ所で、3,161戸、15,793人に達している。この数字に達するにはかなりの労力を必要としたし、そのための実施上の困難も伴っていた。そして当時まだ集団移住すべき山村は、それ以外に多々あった。

すでに見たように、原住台湾人は移住に対して様々な危惧を抱いていた。例えば、銃器の使用ができなくなり、狩猟ができなくなることを憂っていたし、知己・朋友と酒宴の機会が少なくなることも不満の種であった。その他にも不満はあった。曰く、平地では交通機関が発達して便利であっても、現金がなければ意味がない。曰く、道作りなどの義務負担が多くなるし、加えてマラリアにかかる恐れがある。こうした心配事に対して、総督府は総合的見地から対応策を考えていかねばならなかった。岩城が今後の方針を立て、移住計画の提言を行うには、これらの事情を考慮していかねばならなかった。こうして、岩城は次のような提言内容をまとめることになる(岩城亀彦1934a [1935a: 185-191])。

1 成績不良移住村の根本的改善を図る。

既往の各種施設の補習改善、新施設の追加にそれぞれ必要経費を交付する。

2 移住すべき奥地の村に対しては、あらかじめ移住に関する理解をもたせる。

そのための平素の訓練や、見学、巡回講話などを行う。

3 先進的な移住村にはいっそう積極的に指導・訓練をする。

そして、教化指導をし、健全なる日本国民としての自覚を喚起する。

4 精神生活方面を研究し、真に理解あり、同情ある指導をする。

5 移住を要する村に対し、すみやかに統制ある具体的移住計画を樹立し、実施を促進する。

これだけを読めば、岩城の提言は抽象的に聞こえるかも知れない。しかし、彼は常に具体的な方策を心がけていた。移住した村は、「水田経営に関し全く未経験なるが故に、あたかも乳幼児に対するが如き気分を持って、万事懇切に手取り、足取り、教導する必要がある」(岩城亀彦1934b [1935: 213]) と言い、「用地の選定、耕鋤、整地、施肥、代掻、苗代作り、種子初予措、播種、用水の灌排水、病虫害駆除予防、苗拔取法等、万事倦まず撓まず懇切に教導すべき」と、植民地官吏に諭している。具体的事実を尊重する岩城は、表現もまた具体的である。彼は、こうも言っている。すなわち、「指導者自ら実行して、筋肉から頭の中に入るよう所謂実地指導をなす必要がある」と(岩城亀彦 1934b [1935a: 214])。

岩城もまた時の人であったから、当時の基本的な統治政策を支持しなければならなかった。総督府の土地政策とは、原住台湾人の土地所有権を認めず、広大な台湾山地のほとんどは日本帝国の所有に帰すというもので、彼らが耕作している土地はただ占有しているにすぎないという立場を取っていた。岩城もまた、同様な立場を支持して、祖先伝来の農耕地や狩猟地に原住台湾人の排他的権利を認めていたが、「法理上の土地所有という觀念の有無に至っては、全般的にはいま尚頗る疑わしい」(岩城亀彦1933 [1935a: 111]) と考え、占有の事実を承認していたにすぎない。それにも関わらず、岩城は土地権について、ある程度は柔軟な見解を持っていた。

総督府が認めた「準要存置林野」、すなわち「保留地」と称していた「占有地」は、実際には、その設定をめぐって問題点が少なくなかった。というのも、殖産局がその設定をした時、現耕畑を中心として設定したため、焼畑の休耕地は除外されていた。しかも、この措置は原住台湾人の関与しないところで決定されたもので、もしかしたら紛争を引き起こしかねない恐れがあった。それを見越した岩城は、今後の影響を考慮し、生活の安定

を目標において保留地の追加編入、あるいは不要地域の返還を説いている（岩城亀彦1934b [1935a : 198 - 9]）。それはまた、水田の開発、定置畑の適地選定を行うに際して、必要となる措置であった。

平沢亀一郎もまた集団移住計画に積極的に参画し、農業技術の専門家として総督府の政策を推進していた中心人物であった。岩城と同様に何度も現場に赴き、現地の実状を認識していた勤勉な官吏であった平沢は、『理蕃の友』に「蕃地適作物の解説」と題する論説を9回にわたって連載し、とりわけ水稲栽培に関しては多くの頁を割いて論じるほどの専門家であった。水稲栽培は気候、土壌などの条件に大きく左右されるため、その土地に適した耕作法が必要である。そのために、適正品種の研究は欠かせないし、山地に水田を造成するための技術、施肥の知識などが十分でなければならぬ。平沢の仕事は、現地駐在の官吏を通して適正栽培の方法を啓蒙することであった。

水稲栽培の普及を目指していた背景には、もちろん当時進行していた集団移住政策があった。移住村での生業を確保するため、その意味でも平沢の役割は重要であった。しかしながら、日本とは条件の異なる台湾山地では、いくぶんか水稲耕作の導入には試行錯誤の過程を取らざるを得なかったし、総督府の農業施策のいくつかは実際に失敗していた。現地調査の場数を踏んでいた平沢は、そうした欠点を見て、辛辣に総督府の行政に対して批判もしている。例えば、北部タイヤル族ハブン村は、集団移住後の成果が思わしくなかった。平沢は実地検分して、その欠陥を言い当てている。当初、その地を移住地として選択した理由は、深山地帯としては平坦地があり、水田を開き易かったし、狩猟・漁労の獲物が多かったからである。しかし、平沢の見立ては、農業上よりすれば自然要素は全く相反するということであった。すなわち、その地は、樹木鬱蒼たる湿潤地で、水は豊富だが清冽にして冷たく、山峡にして日照が少なく、霧が深く陰鬱であり、おまけに腐食質に富む軽鬆土であって水田耕作には適しないというのが、平沢の結論であった（平沢生1933a : 8 - 9）。

こうした事態を目撃した時の平沢は冷静であ

り、打開策を示すのに技術者として現実主義の道を選んでいる。平沢は実に手堅く、段階を踏まえて生活を組み立てていく必要性を説いている。伐木して開墾作業をさせ、経験のない村人に直ちに水稲耕作に就かせるのは冒険で、移住一年目には水田に陸稲や甘藷を作り、食糧を確保しておき、次年度から水稲耕作を始めるべきだと言い、実地に基づいた施策の重要性を訴えている。こうした平沢の現実主義は、時として植民地統治機構の末端を批判する言説となって現れている。集団移住計画を杓子定規に実行する官吏に対しては、彼の言葉は辛辣である。すなわち、「第一に移住計画に対する観念が間違っている。理想蕃社の建設を夢みて徒らに外観美の整備に努め、肝腎の食を与えることを等閑にした、即ち本来の転倒であり農業の軽視」である、と（平沢生1933b : 3）。病虫の駆除に努め、苗床の構造を考え、苗の養成方法を考究して寒害を防ぎ、作付け状況や成育状況に気をかけ、そして土壌の改良に意を注ぐこと、こうした実践が農業技術者として総督府に雇用された平沢の任務であった。

4 植民地官吏としての視線

岩城も平沢も、他の植民地官吏と同じように、あるいはそれ以上に熱心な皇民化政策の推進者であり、常に内地化を心がけてきた。彼らの農業政策も、現地の実状を把握することから始まりながら、結局は内地化を推進する方向に向かっていった。岩城は、彼の著作のなかで、自己の使命をはっきりと述べている。すなわち（岩城亀彦1934b [1935a : 193]）、

蕃人指導の眼目とする処は、蒙昧未開なる彼等の生活の安定を図り、物質的にも、精神的にも、吾々と同一レベルに達せしめんとするにある。

近代文明世界の住民である岩城は、「蒙昧未開」の原住台湾人を文明の旗のもとで開化させねばならない、と固く考えていた。しかし岩城の視野にある「蒙昧未開」の人々は、その反面では「純情」であり、それゆえの可愛さのあまり、文明開化に

努力するという使命感を岩城はたぎらせることになる。岩城は、またこうも言っている（岩城亀彦1935a：224）。

今尚お未開無知にして、兇暴性を有てりとなすも、又その反面には純情そのものの如き美しき純真性を多分に有つて居るが故に、理蕃人としては、この長所を充分に理解して、彼等の善導に当たらねばならない。

岩城が原住台湾人に対して「美しき純真性」と表現する時、多くの植民地官吏と同じ心性の持ち主で、近代文明の高みからする政策遂行者であったと見なすことができる。その態度には、当時の植民地官吏が共通して抱いていた心性、すなわち、文明と野蛮という二項対立の図式のなかに原住台湾人を位置づけ、差異化し、甘い言葉で包み込んで差別を隠蔽するという手口が見えてくる（山路勝彦1994）。だが、彼は保守的合理主義者ではあっても、「未開賛歌」に溺れる単純なロマンティストではなかった。それは岩城の農業技術者としての経歴が培ったものである。

岩城は、農業経営は社会的、宗教的観点との結びつきが強く、原住台湾人の農業も多種多様な禁忌で取り囲まれ、統治にあたっては祭祀・儀礼の知識は欠かせないことを熟知していた。彼は、「台湾蕃族の営む農事祭の特色に就いて」という論文を『台湾時報』188号（1935年）から194号（1936年）にかけて、7回にわたって連載している。その論文は、「蕃地開発調査」の折に現地でも収集した資料に、山地警察職員にも依頼した資料を加えて作成したもので、タイヤル族、ブヌン族、ツォウ族、パイワン族、アミ族の粟を中心とした播種祭、収穫祭などを記述している。個々の儀礼ごとの平易な記述は、単調なベタ書きではあるが、民俗語彙をカタカナ表記し、儀礼の形式を要領よくまとめた内容に仕上がっている。とりわけ、多彩な行事を誇っていたブヌン族の記述は（岩城亀彦1935d：36-41）、特定村落の一年間にわたる行事を克明に通観していて、参考になる。

この一連の論文には、植民地官吏としての岩城の顔が存分に登場している。例えば、ブヌン族では一年を通じて農事祭が多い。それについて、彼

はこう評している。すなわち、「かくの如く祭祀期間長きが為に、農作業上支障を来すばかりでなく、この間に彼等は古来の唯我独尊性を發揮し、往々にして官に反抗的気分を醸し、又は對抗的行動を敢えてする」と（岩城亀彦1935b：23）。また、当時の皇民化政策のもとでの行事の変化を記述していて、例えば、タイヤル族の播種祭では「昭和7年まで慣行のもの」と「昭和8年1月1日以降改正し現行のもの」と区別して記述しているのも、一つの特徴である（岩城亀彦1935c）。その内容は、昭和8年以降は「元始祭」と称して「官蕃合同で我国の元旦祭と合祭挙行」していて、「（駐在所で）元旦の遥拝式」、「式後官蕃合同の酒宴」が行われていると報告している。このような変化を強調する記述は、植民地官吏として行政指導の成果を示す必要性から出たものであるし、そこに日本の統治成果を謳い上げる意図を読み取ることも可能である。

この一連の論文には、同化政策を実施するにあたっての政策的観点から、日本の祭祀と比較して彼等の相違点を述べ、儀礼の改革を通して「善導」を図る目的が強調されていた。結論は陳腐であったが、その陳腐さにはかえって植民地官吏の姿がよく現れている。どの点を彼は問題にしたのか、その発言を整理してみたい（岩城亀彦1936：108-111）。

- 1 各村々に「社祠」を建立させること。
- 2 農事祭の種類が多い地方は、最重要な数種類を選んで行はせること。
- 3 祭祀期間が著しく長いのは、努めてこれを短縮させること。
- 4 禁忌事項に対する彼等の信仰的観念は、徐々に排除するよう努力すること。
- 5 祭祀に伴う宴飲・歌謡・舞踊は「善導」すること。
- 6 農事祭は「善導」すべきもので、決して禁止してはいけない。

もちろん岩城は、植民地官吏として皇民化政策の推進者の一人であった。しかし彼は、原住台湾人の持つ宗教心のある程度は評価していて、「農事祭は禁止すべきに非ず」と説いている。農事祭

の持つ娯楽的要素もまた、彼は意義を認めている。岩城が問題にしたのは、農作業に支障をきたすほどの長期間行われる祭事であり、岩城にはそれが非合理的に見えたようである。ここに見る岩城は保守主義者であるが、同時に合理主義者としての顔である。その岩城が「社祠」を建立せよと言う時、日本への同化を図る彼の本心が浮かび上がってくる。別の論文で、農村建設の目的を唱えるなかで、岩城はしきりに「大和魂」の注入を訴えている。社会を組織しても、精神が込められていなければ、人間的な生活は達せられないと主張し、山地生活の改造を精神主義で切り開こうとするのが彼の立場である。合理主義者としての岩城も、やはり当時の精神主義の呪縛から自由ではなかったようである。合理的に農村を組織することが形式の問題なら、そこに盛られた大和魂こそが内容であり、形式と内容を統合して初めて理想の社会が形成されると考えた岩城は、このように言う（岩城亀彦1931 [1935: 297]）。

大和魂を盛らんが為にならぬ。新なる蕃人農村組織を造って行かねばならぬ。（中略）形ばかりが農村になった所で大和魂が這入って来なければ理想の農村と立派な農民にはなれぬ（下略）。

こうして、皇民化論者としての岩城の素顔は明らかになった。岩城にとっての「文明化」とは、とりもなおさず「皇民化」のことである。そして、「内地化」もまた、「皇民化」の一翼を担っていた。

岩城は別の個所で、疲弊する日本の農村を憂い、近代的発展が伝統を破壊していく様子を嘆き、同時に農村振興に思いを寄せる心情を垣間見せている。郷土愛を尊び、祭事に神聖さとともに娯楽的要素を求める彼の姿は（岩城亀彦1936: 106）、疲弊する農村を精神面から救済しようとする経世家的心意気を感じさなわけではない。すでに指摘しておいたように、その日本農村では「自力更正」の掛け声が、あたかもこだまのように飛び交い、失われつつある農村共同体の復興が叫ばれていた。日本農村への思いを馳せる岩城にとって、現に改革が進行中の台湾山地と故郷の日本とは二重映しの同体の世界であったに違いない。

い。技術者としての彼は合理主義者であったが、日本を回顧する時の彼は、やはり観念の虜から逃れることはできなかったようである。彼にとっての、あるべき台湾とは共同体的な日本の農村を理想化し、模写した姿に他ならなかった。岩城や平沢など、昭和期の植民地官吏が台湾で追い求めていた世界とは、このような日本農村を移植した世界であり、それこそが内地化の正体であった。しかしながら、「自力更正」を声高に叫ぶ日本の農村自身は、すでに紹介した猪俣の著作に見るように、多くの難題を抱え、苦悩にさいなまされていた。植民地官吏はそうした現状を認識せずに、観念の表層のみを掬い上げていたことになる。

その岩城が手本とする日本文化もまた、意外なほど貧相である。岩城が台湾と比べる際、引き合いに出す日本の農事祭とは「神嘗祭」、「新嘗祭」などの宮廷儀礼であり、あるいは民間儀礼でも、せいぜい著名な「田の神」祭事などを例に挙げるに留まり、それも「記紀」との照合を謀るという通俗的な水準を出るものではなかった。ここからの結論は、至って愚直である。岩城は、日本式の礼拝方法を確立させることが精神を向上させるのに不可欠だと言い、そのために社祠の建立を説き、こう述べている（岩城亀彦1936: 108 - 9）。

信仰、祭祀、祈祷の客体として、神霊を具体化して有形の神体なるものを有てることなく、（中略）神霊を礼拝する途を知らずして、（中略）況や合掌、稽首、跪座等の礼拝法の如きは全く無知無理解であるが故に、（中略）敬神観念の中心となるべき社祠を建立せしめ以て、蕃人の伝統的信仰心を善導すると共に、（中略）社祠を中心として、我日本国民道徳の注入を計り、以て彼等の精神的向上を期すべきである。

この文章には、神道式の礼拝法を台湾に導入することが書かれているにすぎない。その礼拝を習得することが国民道徳の注入につながることは、形式主義もはなはだしい。岩城にとっては、生活そのものに根差した民間の民俗文化は眼中になかったし、その農耕儀礼が育んできた豊かな精神性などは思いもよらなかったに違いない。このような

日本文化への省察を欠いたところに、植民地官吏の実践が行われていたのである。結局のところ、文明化への使命感に燃えていた植民地官吏の営みは、台湾に虚構の世界を創ろうとしたばかりか、日本にも虚像を抱いたことになる。そこに、彼らの限界があった。

近代文明の覇者として君臨した植民地官吏は、支配される側との間に埋め難い差異を設定し、文明という概念を用いてその差異を絶対視していた。その関係性のなかで、植民地官吏の向ける視線は一方的で、強圧的でもある。そこには、知の暴力性がむき出しにされている。しかも、その暴力性は陳腐な語りしか導くことはできなかった。岩城亀彦や平沢亀一郎など、植民地官吏の職務に対する勤勉さ、政策に対する実行力は高く評価できるし、その熱情は台湾山地の生活構造を根本的に変革する起爆剤にもなり得た。日本の植民地主義の特異性は、このような使命感に燃えた人材を輩出したことにあった。しかし、実務官吏としての優秀さとは裏腹に、形式的で陳腐な語りでしか自己の信条を表現し得ない技術官吏の姿もまた、彼らは見せつけていたのである。

引用文献

平沢亀一郎
 1933a 「北部蕃人授産の実況を視て(4)」『理蕃の友』2-5。
 1933b 「北部蕃人の授産を視て(5)」『理蕃の友』2-6。
 1937 「郡蕃移住と水稻作」『理蕃の友』6-8。
 猪俣津南雄
 1982 『窮乏の農村』東京：岩波書店（岩波文庫）。
 岩城亀彦
 1931 「蕃地巡り所感(二)」『台湾警察時報』36号（後に、岩城亀彦『台湾の蕃地開発と蕃人』に収録）
 1932 「蕃地蕃人の農地経営論」『理蕃技手講習会講義』（後に、岩城亀彦『台湾の蕃地開発と蕃人』に収録）
 1934a 「奥地蕃人集団移住問題の検討」『台湾時報』175号、（後に、岩城亀彦『台湾の蕃地開発と蕃人』に収録）
 1934b 「蕃地蕃人指導に関する管見」『理蕃の友』3-10号、（後に、岩城亀彦『台湾の蕃地開発と蕃人』に収録）
 1935a 『台湾の蕃地開発と蕃人』台北：理蕃の友発

行所。
 1935b 「台湾蕃族の営む農事祭の特異性に就いて」『台湾時報』188号。
 1935c 「台湾蕃族の営む農事祭の特異性に就いて」『台湾時報』189号。
 1935d 「台湾蕃族の営む農事祭の特異性に就いて」『台湾時報』192号。
 1936 「台湾蕃族の営む農事祭の特異性に就いて」『台湾時報』194号。
 亀鶴生
 1934 「平地移転と職員の苦心」『理蕃の友』3-2。
 宮本延人
 1935 「台湾パイワン族に行われる五年祭に就いて」『台北帝国大学文政学部史学科研究年報』2輯。
 岡野才太郎
 1927 「<法律上蕃人の身分如何>を駁す(三)」『台湾警察協会雑誌』125号。
 大門正克
 1994 『近代日本と農村社会』東京：日本経済評論社。
 納忠義
 1934 「郡蕃移住と吾人の使命」『理蕃の友』3-6。
 鈴木作太郎
 1932 『台湾の蕃族研究』台北：台湾史籍刊行会。
 都築孫蔵
 1935 「郡蕃と其の移住実況」『理蕃の友』4-3。
 山路勝彦
 1986 「タイヤル族の慣習法と贖罪、祭祀および共同体」『関西学院大学社会学部紀要』53。
 1994 「植民地台湾とく子ども」のレトリック」『社会人類学年報』20
 著者不詳
 1938a 「新高郡タマロワン社：全島優良蕃社リレー」『理蕃の友』7-7。
 1938b 「花蓮郡ブスリン社：全島優良蕃社リレー」『理蕃の友』7-9。
 1938c 「屏東郡サンティモン社：全島優良蕃社リレー」『理蕃の友』7-10。

Japanese Administrators in Colonial Taiwan

ABSTRACT

Japanese colonialism in Taiwan was characterized by assimilation policies compared with the British indirect rule in Africa. K.Iwaki and K.Hirasawa, colonial government administrators, enthusiastically promoted the policies towards aborigines by reforming rural economic structures; they implemented immigration policies that forced aborigines to move to the lowlands from the mountain areas. They also tried to brainwash aborigines in order to make them into good Japanese. I consider that these policies were successful to a certain extent because aborigines adopted a Japanese way of life on their own initiative. However, the officials' discriminatory attitudes towards aborigines, or the Japanese style of Orientalism, was inconsistent with their projects initiated for modernization. This paper explores the logic of Japanese colonial policies in Taiwan.

key words: Taiwan's aborigines, colonialism, administrators, assimilation policies.